



ふたたび

架空請求ハガキが増加しています！

庄内消費生活センターへの架空請求ハガキの相談、お問い合わせが7月初めに急増いたしました。そこで、今一度、架空請求ハガキの見分け方、注意点をご紹介したいと思います！

特定消費料金未納に関する 訴訟最終告知のお知らせ

管理番号 (う) 156

この度、貴方のご利用されておりました契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として訴状が提出されました事を改めてご通知致します。

管理番号 (う) 156 取り下げ最終期日を経て裁判の開始をさせていただきます。

尚、ご連絡のなき場合は、原告側の主張が全面的に受理され執行官立ち合いの下、給与等の差し押さえ及び動産、不動産の差し押さえを強制的に執行させていただきます。

民事訴訟及び、裁判取り下げ等のご相談に関しましては当局にて承っております下記までお問合せ下さい。書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 令和元年 7月4日

受付営業時間(日、祝日は除く)

平日 9:00~20:00 / 土曜日 11:00~17:00

〒100-0013 東京都千代田区霞が関2丁目6番1号

法務省管轄支局 民事訴訟告知センター

取り下げ等の相談窓口 / 03

怪しい点

・特定消費料金

何の料金か、契約会社はどこか全く明らかでない。

・訴訟最終告知のお知らせ

「頭痛が痛い」のように日本語としておかしい。公的機関の作る文章とは思えない。初めて届いたのにもかかわらず最終告知。

・取り下げ最終期日

このハガキは7月2日に届いた物であるが、7月4日は短すぎる。

・送り主

法務省に管轄支局と言う部署は存在しない。住所も存在しない場所である。さらに、今回のハガキの消印は保土ヶ谷であった。

・そもそも官製ハガキである

※↑実際の写真です。無地の場合や今回のような桐の紋が入っている場合もあります。

注意すること

- ・ハガキだけでなく、封書で届く場合もあります。(しかし、内容はほぼ同じ。)
- ・ハガキの種類は1種類だけではありません。日々、種類が増えておりますし、手口も巧妙になっております。不安に思ったらすぐに警察や消費生活センターにご相談下さい。ハガキに書いてある番号には絶対に掛けないで下さい！

消費者トラブルにあった場合は消費者ホットライン『188』、
土日祝日は警察『#9110』までお電話下さい。

消費者ホットライン
イヤヤ!泣き寝入り!
局番なし **188**
身近な消費生活窓口

まだまだ注意してください！災害関連のトラブル

地震から1ヶ月以上経過して、少し落ち着きを取り戻してきた頃かと思いますが、まだまだ、悪質業者や詐欺グループは被災者の方々を狙っております！

予想されるトラブル例 家の修理に関する保険トラブル（地震・台風など）

例1 保険金を使えば**自己負担ゼロ**で修理ができるといわれて契約したが、その後、保険の対象外だと言われ、**全額自己負担**になってしまった。

例2 家の老朽化を台風のせいにして保険金で直そうと言われた。



※工事の契約はその場では絶対に結ばず、周りに相談してから契約しましょう。

※うその理由での保険金請求は保険金詐欺に該当する場合があります。絶対にやめましょう。

消費生活無料法律相談会予定日



8月 7日(水)

午後1時30分

9月 11日(水)

～午後3時30分

※事前の予約と聞き取りが必要です。2日前までにお電話下さい。



～消費者生活出前講座のご案内～



庄内消費生活センターでは、悪質商法・架空請求・契約トラブルなどの被害未然防止や消費生活に関する知識の普及・向上を図るための出前講座を開催しています。講師が出向き最近の事例を交えながら、トラブルの対処方法等について説明いたします。

お問い合わせ・申し込み TEL：0235-66-5453

庄内消費生活センター

東田川郡三川町大字横山字袖東19-1(庄内総合支庁1階)

《開設時間》月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

《電話番号》0235-66-5451

☆消費者ホットライン(188)もご利用下さい☆

相談してケロ!



交通事故相談所も併設しております。交通事故でお困りの方はご相談ください。
山形県交通事故相談所 庄内支所 TEL:0235-66-5452

